

## 令和7年第4回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長桐澤いづみは、令和7年4月21日付を以って、同4月28日午後3時00分から鹿嶋市役所3階301会議室において、第4回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

### 議事日程

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名人の選任について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について  
議案第4号 現況確認証明願（非農地証明）について  
議案第5号 農地改良協議について  
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 水戸地方法務局鹿嶋支局登記官からの農地の転用事実に関する照会回答について  
報告第4号 農用地利用集積等促進計画の認可について  
報告第5号 鹿嶋市地域計画の変更に係る意見について

出席委員（14名）

1番	出頭勝美君	2番	笛本真由美君
3番	清宮茂信君	5番	山本清治君
6番	大槻勝敏君	7番	橋本正君
8番	今村太一君	10番	笠貫順一君
11番	野口嘉徳君	12番	大川喜美君
13番	日向寺正志君	14番	桐澤いづみ君
15番	田口茂君	16番	谷田川延秀君

欠席委員（0名）

事務局職員出席者（3名）

事務局長兼課長	飯塚俊行
事務局課長補佐	飯島優
事務局係長	岡本圭

農林水産課出席者（2名）

農林水産課長	津島応紀
農林水産課主幹	谷田川峻士

## 会議の経過

(開会 午後3時00分)

議長 ただいまの出席委員は、14名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立了しました。

それでは、令和7年第4回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

7番橋本正君、8番今村太一君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に日程第3、議案第1号ないし議案第6号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ遂次、報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議長 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君。

係長 はい。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

番号1についてご説明します。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、永年にわたり譲受人が水田を耕作しており、後見人がいないため農地を譲受け農業経営規模拡大のため、贈与により所有権

を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、農用トラック1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、その他器具1台、農作業に従事する日数は年間280日、農地の所有につきましては、自作地約204アール、借入地約823アールでございます。申請地の作付け計画は、甘藷など野菜を予定しております、周辺地域への影響はないものと思料されます。

続きまして番号2についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、軽貨物1台、農作業に従事する日数は年間186日、農地の所有につきましては、自作地約151アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻、タマネギ、ジャガイモを予定しております、周辺地域への影響はないものと思料されます。

続きまして番号3についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、農用トラック2台、農作業に従事する日数は年間180日、農地の所有につきましては、自作地約660アールでございます。申請地の作付け計画は、甘藷を予定しております、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

議長 番号1 武井地内案件について、6番大槻勝敏君。

6番 はい、6番大槻です。4月27日に現地調査をしてきました。畑の一部は刈ってありますが、耕作するには大変だなあと思います。皆様方の慎重審議よろしくお願ひいたします。

議長 次に番号2和地内案件について、5番山本清治君。

5番 はい、5番山本です。4月26日に現地調査をいたしました。丁度行った時に譲受人と出会いまして、ユンボで荒れたしの竹を取り除き野菜を作ると話していました。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。次に番号3角折地内案件について、7番橋本正君。

7番 はい、7番橋本です。同じく26日に現地を調査してきました。非常に面積もあり作業するにも非常に有効な農地だと思います。何ら問題もありません。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」番号1ないし番号3については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1についてです。転用目的は砂利採取の一時転用でございます。農地区分は、土地改良事業が施工され集団的に存在している区域内にある農振農用地となっております。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。施設概要ですが、面積は計2,903平方メートルで、掘削する深さは7メートルであり、採取する掘削量は、砂8,868立方メートル、表土が2,313立方メートルとなっています。埋立土砂については鉾田市中居地内の土砂を搬入する計画です。被害防除ですが、防護柵、危険標示等の設置、定時始業、終業時巡回を行う計画です。また、雨水は敷地内の採取池に流入させ、境界沿いの表土はよく締め固めて築堤として使用する計画です。他法令等の調整ですが、鹿嶋市長より農地等の一時転用許可申請に係る意見書、砂利採取事業に伴う大型車両通行に係る道路使用許可書の写しが添付されております。また、砂利採取については、令和7年3月13日付け茨城県鹿行県民センターへ提出した砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書写しが添付されております。資金計画とし

ましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

5番山本清治君。

5番 はい、5番山本です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、4月17日木曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、大槻委員、そして私と事務局より飯島課長補佐、小林主事の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

7番 はい、議長。

議 長 7番橋本正君。

7番 7番橋本です。土地改良区の役員ですので、賛成ではありませんが不本意ながら異議ありません。以上です。

議 長 それではお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求める。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 はい、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1につきまして、目的は資材置場の期間延長の変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、許可書の当初期間が令和4年5月6日から令和7年5月5日までとなっていましたが、継続して資材置場として利用するため、認可日から令和10年5月5日まで期間を延長する申請であります。関係書類については、大野地区土地改良区より、一時転用に係る意見書が添付されております。その他施設の概要等の変更はありません。

次に番号2につきましては、目的は砂利採取事業期間延長の変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、許可書の当初期間が令和6年6月1日から令和7年5月31日までとなっていましたが、継続して事業を行うことから認可日から令和8年5月31日まで期間を延長する申請であります。関係書類については、鹿嶋市長より大型車両通行に伴う道路使用許可書の写が添付されており、また、茨城県鹿行県民センターより砂利採取計画認可申請書の写が添付されております。その他施設の概要等の変更はありません。

次に番号3につきまして、目的は砂利採取事業期間延長の変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、許可書の当初期間が令和6年5月28日から令和7年5月27日までとなっていましたが、継続して事業を行うことから認可日から令和8年5月27日まで期間を延長する申請であります。関係書類については、鹿嶋市長より大型車両通行に伴う道路使用許可書の写が添付されており、また、茨城県鹿行県民センターより砂利採取計画認可申請書の写が添付されております。その他施設の概要等の変更はありません。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

5番山本清治君。

5番 はい、5番山本です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし4につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ申請内容等特に問題ないことから承認できるものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

1番 はい、議長。

議長 1番出頭勝美君。

1番 はい、出頭です。番号1についてですが、住宅地の真ん中にある置場は朝夕に苦情が来ているようで使いづらいので一時転用をよろしくというような挨拶をされました。皆さんよろしく慎重審議の程、お願いします。

議長 ほかにございませんか。

7番 はい、議長。

議長 7番橋本正君。

7番 7番橋本です。議案第3号に関しまして番号1から番号4まで説明しましたか。

事務局 失礼しました。番号4が抜けていました。申し訳ございませんでした。

議長 それでは説明をお願いします。

課長補佐 申し訳ございません。番号4について説明が漏れておりました。

番号4につきまして、砂利採取の許可後の事業計画変更申請でございます。

7番 確認のために番号4の地図について、まるっきり真っ白で申請地の地番しか入っていない。印刷ができていないです。

事務局 印刷時のプリンターを調整させていただき次回より気を付けたいと思います。申し訳ありませんでした。

7番 期間延長なので、調べれば何処かはわかりますが。

事務局 それでは番号4の説明をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

変更理由ですが、先程と同じく期間の延長申請でございます。許可書の当

初期間が令和6年1月5日から令和7年6月26日までとなっておりましたが、継続して事業を行うことから、認可日から令和8年6月26日まで期間を延長する申請であります。関係書類については、鹿嶋市長より大型車両通行に伴う道路使用許可書の写が添付されており、また、茨城県鹿行県民センターより砂利採取計画認可申請書の写が添付されております。その他施設の概要等の変更はありません。

申し訳ございませんでした。

議 長 私も気づかずにつみませんでした。

この件に関して質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」番号1ないし番号4については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君。

係 長 はい、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」ご説明いたします。

番号1についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、平成10年頃から公衆用道路として使用しておりますが、登記上の地目が畠となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、「平成11年5月30日撮影、空中写真」が添付されております。

続きまして番号2についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の

農地で、平成14年頃から原野となっておりますが、登記上の地目が畠となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、「平成14年10月14日撮影、空中写真」が添付されております。

以上でございます。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会 規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

5番 山本清治君。

5番 はい、5番山本です。議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。

調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし2につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、願い出のとおり非農地に認められると判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

16番 はい、議長。

議長 16番谷田川延秀君。

16番 はい、16番谷田川です。私も現地調査に行ってきましたのとおり、面積が2.52平方メートルということで山本委員からの調査報告もあったのですが、どうしても現地が分からなくて、ここに法面がありますので非農地証明には問題はないと思うのですが、現地調査した結果が分からなかつたため、今日事務局で航空写真と公図を見せてもらい場所を確認しましたらおそらく垣根の下辺りかなと思いました。私が現地を分からなかつたので、今日確認しまして意見を述べさせていただきました。以上です。

議長 ほかにございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第4号については、願い出のとおり証明することにご異議ございません

んか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）番号1及び番号2については、願い出のとおり証明することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号「農地改良協議について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは、議案第5号「農地改良協議について」ご説明いたします。

番号1について、申請人及び改良しようとする土地の所在等については、議案書記載のとおりです。改良の種別は田畠転換で埋め立てされた用土は、鹿嶋市平井地内の砂になります。経過といたしまして、事前に農業委員会の許可を得る手続きを失念していたとのことで、内容聞き取りのうえ、始末書を添付させております。申請時に縦横断面図が添付されており、隣地に対する勾配は45度以下、道路側との高低差は0センチメートルで、許可基準の範囲内での埋め立てとなっております。埋め立て後の作付け計画としましては、キャベツを育成する計画となっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

5番山本清治君。

5番 はい、5番山本です。議案第5号「農地改良協議について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現地を確認したところ、同意しても特に問題ないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第5号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第5号「農地改良協議について」は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和7年4月10日付け、鹿嶋市長より「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長津島応紀君。

課長 議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

まず、貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については30筆で面積が49, 633平方メートル、畑の新規については14筆で面積が19, 855平方メートル、合計いたしますと44筆で面積が69, 488平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

異議なしと認め、議案6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 続いて、日程第4報告第1号ないし報告第5号についてあります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」ないし報告第5号「鹿嶋市地域計画の変更に係る意見について」は、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

議長 報告第5号「鹿嶋市地域計画の変更に係る意見について」事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは、報告第5号「鹿嶋市地域計画の変更に係る意見について」ご説明いたします。

本報告事項に関しましては、鹿嶋市で定めました地域計画の変更に係ることでございます。今回の変更に関しましては、事前に農地転用の予定である土地を今回転用予定とし、業者又は土地の所有者から申請を受け、農地転用が可能な土地に関しては転用等が可能です、という形の回答を行った、ということでございます。別紙参照とありますが、別紙の方は省略させていただいております。転用の中身につきましては、8件のうち6件が太陽光発電施設で、2件が自己用住宅を建てる予定でございます。

以上でございます。

議長 ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。また、総会終了後に地域計画につきましては、年度末に資料の方を各委員に送付いたしましたが、4月から既にスタートしている中で委員の皆様にもいろいろご迷惑をかけているとは思います。総会終了後に農林からの説明、みなさんの質問等を伺いたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

今の件について、何かございますか。

16番 はい、議長。

議長 16番谷田川延秀君。

16番 16番谷田川です。今の説明で分からぬところがありまして、変更件数が6件と2件ですか。

事務局 申請件数ですか。

16番 地域計画の申請件数は26件だったはずですが。

事務局 筆でいいますと26筆になります。

16番 分かりました。ごめんなさい。農林水産課が出したホームページには二十  
いくつあったので件数が違うのではないかと思っての確認でした。  
以上です。

議長 ほかにございますか。

15番 はい、議長。

議長 15番田口茂君。

15番 15番田口です。議長の方からもあったように、この後説明があるかもし  
れないんですけど、今回地域計画ができまして、これを変更する場合には新た  
な流れになるわけで、農林水産課長にフロー等の説明をお願いします。

議長 農林水産課長津島応紀君。

課長 はい、今、田口委員から言われた農地除外に必要な場合の農地転用4条、  
5条のフロー図の形で事前にお話し頂いておりまして、現在青地につきまし  
ては、出来上がっている内容があるのですけど、そちらの内容の農振除外申  
請と同時にこちらの地域計画の変更も申請してもらえる形になります。ただ、  
白地の所につきましては、今回地域計画除外につきまして新たな申請手続き  
をしてもらうような形になるのですけど、事前に農業委員会に一回相談をして  
いただいてそれから農林水産課の方に申請をしていただいて協議の場、と  
いうような形でフローチャートを、ホームページの方には載っているのです  
けど、そのような形で進めていくような内容になっております。また、こち  
らの内容を合わせたもののフローチャート図ができあがりましたら農業委  
員会の皆様の方にお配りしたいと思いますので、その節はよろしくお願いい  
たします。

15番 はい、議長。

議長 15番田口茂君。

15番 ありがとうございます。農業委員さんはもちろんんですけど、推進委員のみ  
なさんにも説明、関係者にも配布をお願いいたします。  
以上です。

議長 ほかにございませんか。

7番 はい、議長。

議長 7番橋本正君。

7番 7番橋本です。ただいま地域計画の変更、これにつきまして私前から思っていたのですが、特に青色の地区、築30年建物が建って経過してしまっている、あるいは20年以上経過してしまっているというのが相当数あります。しかもこれらは、課税は宅地並み課税ということで役所の方からは宅地として課税されている。更に改良区の方からは賦課金を送付される。だから二重に課税されている感じになる。結局滞納者が多いので、調べてみると実は宅地化されていて既に30年経過していた。役所の方からは宅地として課税せれているのに何故改良区の方から賦課金がきているんだと、そういった点で改良区事務所の方にいろいろと苦情を言ってくる人が多い。そういったことがあって前々から考えていたのですが、そこらへんは農業委員会でもかなり調査をして見直しなどもしているんです。それと賦課金の問題、一括清算金の問題、これもあるんですよね。だから30年あるいは20年も宅地並み課税を支払っていた人に対して農地として、特に水田などは多いのですが、畠も同じでしょうけど、賦課金を納めなければならぬと、20年間滞納していたと、しかし、農地としてはただの一回も使用していないのに、この賦課金を清算しなければこの地域計画からは外れるとか、この基準には、賦課金を完納する、清算金を完納する、そういったものが処罰にもあると聞いてるのでその辺のところも簡単に説明していただきたい。

以上です。

議長 農林水産課長津島応紀君。

主幹 農林水産課課長に代わりまして事務局からご説明させていただきます。

今、ご指摘していただきました地域計画の農振地域につきましては、今年度総合見直しを計画しております。橋本委員さんのおっしゃるとおり現状と計画が多数異なることは業者の方から出ています。ですので、今現在、農地以外の場所については、今年度の総合見直しの際に農振区域から外すような手続きを現在執り行っているところでございます。

地域計画からの除外については、まず、国の方針として地域計画を立てるにあたりまして、原則土地改良事業を行った所についても地区計画の中に入れてくださいということですが、地区から除外にあたり、賦課金の未払いの

有無ということは、特記事項としては書いておりません。地区の意見として、合意形成ができるのであれば計画を変更してもよいという形になっておりますので、そこは地域計画の変更の余地はあるのかと思われます。ただし、賦課金の未納については市では土地改良の方の事務があるところではありますので、その個別の土地をどういう扱いにするかということはこの場ではご返答できかねますのでよろしくお願ひいたします。

議長 地域計画についてはまた少し時間をとりますので、そこで質問とかよろしくお願ひいたします。

それではほかになければ、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。以上をもちまして、令和7年第4回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時44分)

上記のとおり会議のてん末を記録し、署名する。

鹿嶋市農業委員会長

鹿嶋市農業委員会議事録署名人

鹿嶋市農業委員会議事録署名人